

## がん登録の進捗状況

### がん登録(地域がん登録・全国がん登録)とは

特定の地域(国や都道府県等)でがんになった人の数をカウントし、どの地域にどのような種類のがんがどのくらい発生しているのかを明らかにする仕組み。これによって有効で適切ながん対策の企画・立案及びその効果を評価し、また併せて国民・県民への情報提供も行う

#### がん登録でできること

- ・ がんの**罹患率**(毎年どのくらいの人のがんになるか)を計測する
- ・ がんの**発見経緯**(がん検診、偶然発見、自覚症状などの別)や**進行度**(どのくらい進行した状態で発見されたか)を計測する
  - 地域のがんの罹患の特徴に応じたがん対策を行うことができる(県内地域間の比較、他都道府県との比較)
  - さらにこれらの推移をみることによりがん検診やその他の**がん対策の効果**を評価する
- ・ がんの**生存率**(がんと診断された人が一定年数後、どのくらい生きているか)を計測する
  - 医療資源や水準の評価の指標の一つになる
- ・ **がん検診の精度**を評価する
  - がん検診の精度(感度・特異度等)をある程度評価することが可能になる

#### 方法

1. 医療機関が、受診した患者を「がん」と診断したとき、医療機関はそのがんに関する情報(個人識別情報、がんの部位・種類、発見経緯、がんの広がり、治療など)を記載した届出票をがん登録室に提出する。登録室は、届出票を精査し登録する
2. その年に死亡した人の情報(おおもとは死亡診断書)からがんの記載のあるものをカウント。がんの記載があるにもかかわらず、これまで届け出がされていない症例(DCN、届け出漏れの可能性がある)について、死亡診断書を記入した医療機関に対し追加調査(遡り調査)を行う
3. 上記の情報を集約し、集計、結果を公表、また市町村、研究機関等にデータを提供

### がん登録のこれまでの経過

- ・ 埼玉県では、平成23年から27年まで地域がん登録が行われてきた。平成28年から「がん登録等の推進に関する法律(がん登録推進法)」が施行されたことにより、全国がん登録が開始

#### 1. 地域がん登録

- ① 都道府県等が事業主体となって行うがん登録。当該都道府県内に居住する人のがんを登録する
- ② 埼玉県では「埼玉県地域がん登録事業」として平成23年9月に開始
- ③ これまでに「埼玉県のがん 2012」、「埼玉県のがん 2013」の二冊の報告書を公表し、併せて埼玉県ホームページ上にそのPDFファイル及び概要版を公開している
- ④ 全国がん登録の開始により、平成27年罹患分のデータ集計をもって終了。平成28年1月以降にがんと診断された症例は全国がん登録で集計

## 埼玉県のがん罹患の概要

	罹患数			年齢調整罹患率* (括弧内は全国推計値)		
	男	女	合計	男	女	合計
2012 (平成 24 年)	24,965	16,335	41,300	402.4 (447.8)	260.4 (305.0)	322.6 (365.6)
2013 (平成 25 年)	24,150	16,135	40,285	378.5 (436.1)	252.2 (307.8)	307.0 (361.9)
2014 (平成 26 年)	24,607	16,600	41,207	380.2 (-)	262.1 (-)	313.4 (-)

\*人口10万対

**精度指標:** 2012 DCN 割合 24.2%、DCO 割合 18.5%、IM 比 2.32  
 2013 DCN 割合 21.8%、DCO 割合 15.3%、IM 比 2.23  
 2014 DCN 割合 12.1%、DCO 割合 8.0%、MI 比 0.45 (IM 比 2.22)

- ・ 罹患数の増減が見られるが、登録精度が安定するまでは実際の増減についての判断は難しく、控えた方がよい
- ・ 年齢調整罹患率が一貫して全国推計値より低い。これは症例の把握漏れを考慮する必要がある(特に県外への患者の流出の影響が大きいと思われる)
- ・ 2014年の精度指標が著しく向上しているが、これはこの年から集計が「地域がん登録標準データベースシステム」から「都道府県がんデータベース」に変更になり、それに伴い集計方法も全国がん登録と同一の方式となったことが原因

### 地域がん登録の精度指標

**DCN 割合** 死亡診断書で初めて把握したがんの割合。登録の完全さの指標。低いほどよい  
**DCO 割合** 死亡診断書のみでカウントされているがんの割合。登録の質の指標。低いほどよい  
**IM 比** 死亡数に対する罹患数の比。一定の範囲に収まるのがよい (MI 比は、この逆数)

## 2. 全国がん登録

- ① 国が事業主体となって行うがん登録。平成28年1月1日より「がん登録等の推進に関する法律」が施行され、全国がん登録が開始。この日以降にがんと診断された症例は全国がん登録で集計される
- ② 国で一括してがん情報を集計するため、地域がん登録ではできなかった他都道府県に受診した自県の患者の把握が可能になる
- ③ 地域がん登録では届け出は任意であったが、全国がん登録では病院及び指定診療所(手挙げ方式で知事が指定)は届け出が義務となったため、精度の大幅な向上が見込まれる
- ④ これまでに集積された地域がん登録データは、地域がん登録標準データベースシステムから都道府県がんデータベースに移行し、全国がん登録データと合わせて一体的に運用を行っている
- ⑤ 平成28年罹患分の届け出は平成29年12月末日が期限。初回の全国集計結果は、遡り調査を経て平成30年12月頃に公表の予定。データの提供も同時期に開始